教育機関

岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。 平成29年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 高 橋 嘉 行

岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(岩手県教育委員会服務規程の一部改正)

第1条 岩手県教育委員会服務規程(昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当	第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当
該各号に定めるところによる。	該各号に定めるところによる。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同	(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同
表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。	表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。
[略]	[略]
教育企画室及び学校教育室の職員(室 [略]	教育企画室の職員(室長を除く。) [略]
長を除く。)	
[略]	[略]
(非常事態の措置)	(非常事態の措置)
第32条 当直員は、県、職員若しくは児童若しくは生徒に関す	第32条 当直員は、県、職員若しくは児童若しくは生徒に関す
る重大な事件が発生したとき、又は庁舎及びその附近に火災	る重大な事件が発生したとき、又は庁舎及びその附近に火災
その他の災害が発生したときは、次の各号に掲げる者にその	その他の災害が発生したときは、次の各号に掲げる者にその
掲げる順序により直ちに連絡してその指揮を受けるとともに	掲げる順序により直ちに連絡してその指揮を受けるとともに
、必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。	、必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 当該事件に最も関係の深い本庁の <u>室課</u> の長及び教育企	(2) 当該事件に最も関係の深い本庁の <u>課</u> の <u>総括課長</u> 及び教
画室長	育企画室長
(3)・(4) [略]	(3)・(4) [略]
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	'

(岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部改正)

第2条 岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程(平成6年岩手県教育委員会訓令第15号)の一部を次のように改正する。

改正前						改	正後		
別表(第2条関係)			別	別表(第2条関係)					
	許認可等標準処理日数一覧表			許認可等標準処理日数一覧表					
	区分	事務の名称	法令	標 準 経 业 由 経 主管課等 処理日		区分	事務の名称	法令	標 準 経 如 由 経 主管課等 処理日

		理 機 由 日 関 日 数 数		数
[]				
警察	1 火なわ式銃砲	[略]	生涯学習	[略]
	等の古式銃砲又		文化課	
	は刀剣類の登録			
	2 刀剣類の製作	[略]	生涯学習	[略]
	の承認		文化課	
[]	各]			
学校	1 特別支援学校	[略]	学校教育	[略]
教育	の指定の変更		<u>室</u>	
	2 視覚障害者等	[略]	学校教育	[略]
	の区域外就学の		<u>室</u>	
	承諾			
[]	各]			
社会	1 社会教育主事	[略]	生涯学習	[略]
教育	資格認定		文化課又	
• 体			は教育事	
育			務所	
	2 博物館の登録	[略]	生涯学習	[略]
			文化課	
	3 博物館相当施	[略]	生涯学習	[略]
	設の指定		文化課	
	4 青少年の家の	[略]	生涯学習	[略]
	使用許可		文化課	
文化	1 重要文化財の	[略]	生涯学習	[略]
	現状変更の許可		文化課	
	2 重要文化財の	[略]	生涯学習	[略]
	公開の許可		文化課	
	3 史跡名勝天然	[略]	生涯学習	[略]
	記念物の現状変		文化課	
	更の許可			
	4 県指定有形文	[略]	生涯学習	[略]
	化財の現状変更		文化課	
	等の許可			
	5 県指定史跡名	[略]	生涯学習	[略]
	勝天然記念物の		文化課	
	現状変更の許可			

		理機由		数
		数数		
[用	各]			l
警察	1 火縄式銃砲等	[略]	生涯学習	[略]
	の古式銃砲又は		文化財課	
	刀剣類の登録			
	2 刀剣類の製作	[略]	生涯学習	[略]
	の承認		文化財課	
[用	各]			
学校	1 特別支援学校	[略]	学校教育	[略]
教育	の指定の変更		<u>課</u>	
	2 視覚障害者等	[略]	学校教育	[略]
	の区域外就学の		課	
	承諾			
[]				
社会	1 社会教育主事	[略]	生涯学習	[略]
教育	資格認定		文化財課	
• 体			又は教育	
育			事務所	
	2 博物館の登録	[略]	生涯学習	[略]
			文化財課	
	3 博物館相当施	[略]	生涯学習	[略]
	設の指定		文化財課	
	4 青少年の家の	[略]	生涯学習	[略]
	使用許可		文化財課	
文化	1 重要文化財の	[略]	生涯学習	[略]
	現状変更の許可		文化財課	
	2 重要文化財の	[略]	生涯学習	[略]
	公開の許可		文化財課	
	3 史跡名勝天然	[略]	生涯学習	[略]
	記念物の現状変		文化財課	
	更の許可			
	4 県指定有形文	[略]	生涯学習	[略]
	化財の現状変更		文化財課	
	等の許可			
	5 県指定史跡名	[略]	生涯学習	[略]
	勝天然記念物の		文化財課	
	現状変更の許可			
	[略]			

共済	1 共済事業の認	[略]	学校教育	[略]
	可		<u>室</u> 又は <u>生</u>	
			涯学習文	
			<u>化課</u>	
	2 共済規程の変	[略]	学校教育	[略]
	更の承認		<u>室</u> 又は <u>生</u>	
			<u>涯学習文</u>	
			化課	
	3 共済事業の廃	[略]	学校教育	[略]
	止の承認		<u>室</u> 又は <u>生</u>	
			<u>涯学習文</u>	
			<u>化課</u>	
	4 合併の承認	[略]	学校教育	[略]
			<u>室</u> 又は <u>生</u>	
			<u>涯学習文</u>	
			化課	
	5 共済会計の他	[略]	学校教育	[略]
	の会計への資金		<u>室</u> 又は <u>生</u>	
	運用等の許可		<u>涯学習文</u>	
			化課	
	6 業務報告書の	[略]	学校教育	[略]
	提出期日の延期		<u>室</u> 又は <u>生</u>	
	の承認		涯学習文	
			化課	
	7 認可前の見舞	[略]	学校教育	[略]
	金等の経理の承		<u>室</u> 又は <u>生</u>	
	認		<u>涯学習文</u>	
			化課	

[#	格]				
共済	1	共済事業の認	[略]	保健体育	[略]
	F	Ţ		<u>課</u> 又は <u>生</u>	
				涯学習文	
				化財課	
	2	共済規程の変	[略]	保健体育	[略]
	夏	<b>夏の承認</b>		<u>課</u> 又は <u>生</u>	
				涯学習文	
				化財課	
	3	共済事業の廃	[略]	保健体育	[略]
	П	上の承認		<u>課</u> 又は <u>生</u>	
				涯学習文	
				化財課	
	4	合併の承認	[略]	保健体育	[略]
				<u>課</u> 又は <u>生</u>	
				涯学習文	
				化財課	
	5	共済会計の他	[略]	保健体育	[略]
	0	)会計への資金		<u>課</u> 又は <u>生</u>	
	迮	軍用等の許可		涯学習文	
				化財課	
	6	業務報告書の	[略]	保健体育	[略]
	技	是出期日の延期		<u>課</u> 又は <u>生</u>	
	0	)承認		<u>涯学習文</u>	
				化財課	
	7	認可前の見舞	[略]	保健体育	[略]
	刍	会等の経理の承		<u>課</u> 又は <u>生</u>	
	郬	2		涯学習文	
				化財課	
[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部改正)

第3条 岩手県教育委員会行政文書管理規程(平成11年岩手県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(電子署名の付与)	(電子署名の付与)
第33条の2 [略]	第33条の2 [略]

び原議を示し、岩手県教育委員会公印規程(昭和34年岩手県 教育委員会訓令第1号) 第2条第1項に規定する管守機関が あらかじめ指定する者(以下「電子署名付与者」という。) に、電子署名の付与を請求しなければならない。

2 電子署名の付与を受けようとするときは、当該電子文書及 2 電子署名の付与を受けようとするときは、当該電子文書及 び原議を示し、岩手県教育委員会公印規程(昭和34年岩手県 教育委員会訓令第1号) 第2条に規定する管守機関があらか じめ指定する者(以下「電子署名付与者」という。)に、電 子署名の付与を請求しなければならない。

## 3 [略]

別表 (第30条関係)

## 文書記号

·					
	区 分	記号			
本庁	教育企画室	[略]			
	学校教育室	<u>教学</u>			
	生涯学習文化課	<u>教生</u>			
	スポーツ健康課	<u>教ス</u>			
	教職員課	[略]			
[略]					
[略]					

3 [略]

別表(第30条関係)

## 文書記号

	区 分	記 号
本庁	教育企画室	[略]
	教職員課	[略]
	学校調整課	教調
	学校教育課	<u>教学</u>
	保健体育課	教保
	生涯学習文化財課	<u>教生</u>
[略]		
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。